

報告事項No. 4 資料 2

議案第 1 0 3 号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る」を「川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く」に改める。

別表第 1 の 1 施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	幸 宮 前	7, 390円	9, 850円	17, 020円	34, 260円
	リハーサル 室	幸	560円	1, 230円	1, 680円	3, 470円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時

会議室	大会議室	幸宮前	3, 920円	5, 480円	7, 050円	16, 450円
	第 1 会議室	幸	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
		宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
	第 2 会議室	幸	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
	第 3 会議室	幸宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
	第 4 会議室	幸	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		宮前	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
	集会室	菅生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
	音楽室	幸	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
教養室	和室	幸宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
		日吉	670円	780円	1, 120円	2, 570円
		菅生	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	料理室	幸宮前	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
	実習室	幸宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
		日吉	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	視聴覚室	宮前	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
	学習室	菅生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
	第 1 学習室	日吉	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 2 学習室	日吉	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 3 学習室	日吉	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
	第 4 学習室	日吉	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円

体育室	幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円
-----	-----	------	------	--------	--------

別表第1の2設備使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備使用料

単 位	金 額
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、 1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

別表第1の2設備使用料の表備考第3項を削る。

別表第2の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	中原	4, 140円	6, 160円	10, 190円	20, 490円
		高津 多摩 麻生	7, 390円	9, 850円	17, 020円	34, 260円
	リハーサル 室	高津	560円	1, 230円	1, 680円	3, 470円
		多摩	1, 120円	2, 460円	3, 360円	6, 940円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
	大会議室	高津 多摩 麻生	3, 920円	5, 480円	7, 050円	16, 450円
	第 1 会議室	中原 高津	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		多摩 麻生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円

会議室	第 2 会議室	中原 高津 麻生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		多摩	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 3 会議室	中原 麻生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		高津	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
		多摩	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 4 会議室	中原 多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		高津 麻生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
	第 5 会議室	中原 多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		高津	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
	第 6 会議室	中原 高津	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
		多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
	集会室	岡上	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
	音楽室	中原	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
	第 1 音楽室	高津	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
	第 2 音楽室	高津	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
	和室	中原 高津 多摩 麻生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
		橘	670円	780円	1, 120円	2, 570円
	料理室	中原 高津 多摩 麻生	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円

教養室	実習室	中原 高津 多摩 麻生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
		橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円
	学習室	岡上	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 1 学習室	多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		橘	670円	780円	1, 120円	2, 570円
	第 2 学習室	多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 3 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 4 学習室	橘	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	茶華道室	岡上	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1, 340円	2, 560円
		多摩	330円	560円	1, 120円	2, 010円
		岡上	220円	330円	670円	1, 220円

別表第 2 の 2 設備利用料の表中「1 張」の次に「、1 室」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 川崎市多摩市民館、川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館に係

る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

多摩市民館、麻生市民館及び麻生市民館岡上分館の管理を指定管理者に行わせることとし、並びに利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。